

令和 7 年

保護者の皆様

鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校  
校 長 羽山 哉美

## 台風時等の授業実施について

台風時等の登校については、下記のように定めてありますので、当日のテレビ等で気象情報に十分留意いただき、お子様にご指導くださいますようお願いいたします。

### 記

- 1 始業前に暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合（鈴鹿市の警報・注意報の発表区域は北部です）

- （１）午前 7 時現在、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は、午前中の授業は中止となり、午前 11 時まで自宅待機となります。
- （２）午前 11 時までに、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合は、ご家庭で昼食を済ませ、その日の授業の準備をして、学校へ午後 1 時に着くように登校させてください。

暴風警報等が解除されても、道路の冠水、がけ崩れ、河川の増水などで登校が危険な場合があります。決して無理をせず、十分安全を確認したうえで登校させてください。

- （３）午前 11 時現在、引き続き暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は、当日の授業は中止となり、臨時休業となります。

- 2 始業後に暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表された場合

- （１）原則として、直ちに授業を中止して安全を確認のうえ下校させます。
- （２）台風の中心位置、進行方向、速度、警報発令時の気象状況及び通学路の道路、橋梁、浸水の状況から判断して、安全に帰宅することが困難と思われる場合には学校待機等の措置をとることもあります。

- 3 特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、前記 1 および 2 のとおり対応します。

（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）

- 4 その他

警報が発表されていないが風水害等の発生の恐れがある場合には鈴鹿市教育委員会の判断により休校等の措置を取る場合もあり、その際にはメール配信で連絡させていただきます。

また、地域により、道路と側溝の区別がつかないようなときには、保護者の判断により自宅待機させ、安全に通学できるようになってから登校させてください。自転車通学に危険が感じられる場合には徒歩での登校も考慮してください。